

に従ひて屋と夜とを論はず共に驅せ使はれて網を引きて魚を捕る。白壁天皇の世の宝龜六年乙卯の夏六月の十六日に、天下に強き風吹き、暴き雨降る。潮に大水漲へて雜の木流出づ。万倍朝臣、驅使に遣りて、流木を取らしむ。

長男と小男と二人、木を取りて桴を編み、同じき桴に乗り、拒み逆ひて往く。

水はなはだ荒く急し。縄絶え棟解けて潮を過ぎ海に入る。二人おのおの一の木を得て乗りて海に漂流る。二人知らずして、ただ「南無無量災難今解脱迦牟尼仏」と称誦へ、哭き叫びて息まず。其の小男は、五日を逕て其の日の夕の時に、淡路國南郡の田野浦の塩焼く人の住む処に僅に依り泊つ。長男馬養は、後に六日の寅卯時に、同じき処に依り泊つ。当の土の人等、見て來由を問ひ、状を知りて愍びて養ひ、当の国司に申す。国司聞き見て、悲び賑みて糧を給ふ。

小男驚きて曰はく「生を殺す人に従ひて、苦を受くること量無し。我れまた還り到らば、彼れまた駆せ使ひてなほ事に生を殺す業を止めずあらむ」といひて、淡路國の国分寺に留り、其の寺の僧に従ふ。長男は二月を逕て、本土に帰来る。妻子見て、面と目と瀬青になりて驚き怪びて言はく「海に入りて溺れて死に、七々日を逕て、斎食を為し、恩を報ゆること既に畢る。思はずより外に、何すれば活きて還来る。もしは是れ夢か、もしあは是れ魂か」といふ。馬養

妻子に向ひて、具に先の事を陳ぶ。是に妻子聞きて、相悲び相喜ぶ。馬養心を發し世を厭ひ、山に入り法を修ふ。見聞く者、奇異びずといふこと無し。海の中に難多しといへども、命を全くして身を存つ。寔に釈迦如來の威き徳にして、海の中に漂ふ人の深き信なり。現報なほ是くの如し。いはむや、後生の報をや。

強ひて理にあらずして債を徵りて多く倍して取りて 現に悪しき死の報を得る縁 第二十六

田中真人虫女は、讃岐國美貴郡の大領外從六位上小屋県主宮手の妻なり。八の子を產生み、富みて貴く宝多し。馬と牛と奴と婢と稻と錢と田と畠と等有り。千年道の心無く、慳貪にして給与ふること無し。酒に多の水を加へ、沽りて多の直を取る。貸す日には小き升をもちて与へ、償す日には大なる升をもちて受く。出舉の時には小き斤を用、償し收むる時には大なる斤を以ちてす。息利を強ひて徵ること、太甚しく理にあらず。或るは十倍に徵り、或るは百倍に徵る。債ふ人は耳を洗くし、心を甘しとせず。多の人の方愁へて家

一七七五年。

二この時の暴風雨に関しては、他に記録は伝えられていない。續紀によれば、六月は旱天のたまに、南無無量災難今解脱迦牟尼仏と云ふ名前で、その年に作成された。

三この年の八月九日には暴風雨により伊勢、尾張、美濃に被害。十一月には暴風雨により日向、薩摩に被害。

四出発点であつた港まで激流におし返され、さ

らに海まで流された。

五無量の災難から解脱させてくれる釈迦牟尼仏には無理があろう。漂流する二人が「南無、無量の災難を解脱せしめよ、釈迦牟尼仏」と稱えた。

六西暦には、波よ立つな、の意で「波を喚きそと解する。しかし、いずれのはあいて、「無

知なので」このように称えた。とする説話展開には無理があろう。漂流する二人が「南無、釈迦牟尼仏は咲く」咲か(波が立つ)の意。萬葉集二

七十四年には、波よ立つな、の意で「波を喚きそと解する。しかし、いずれのはあいて、「無

知なので」このように称えた。とする説話展開には無理があろう。漂流する二人が「南無、釈迦牟尼仏は咲く」咲か(波が立つ)の意。萬葉集二

八黄は午前三時から五時のころ。卯は午前五時から七時のころ。寅卯時は午前五時ごろか。詳細な日時は記述されるのは、この二人の漂流が文書にされ、そこに詳細な記事が記載されていたのである。

九原文「悲賑給糧」官による食糧の施与は、賑給、賑恤などと称された。

十殺生は十惡のひとつ。

一一兵庫県津名郡、洲本市。「田野浦」は未詳。

一二六日後。

一二黄は午前三時から五時のころ。卯は午前五時から七時のころ。寅卯時は午前五時ごろか。詳細な日時は記述されるのは、この二人の漂流が文書にされ、そこに詳細な記事が記載されていたのである。

一三下巻四縁。

一四上巻二十四縁。

一五追善のおかない。一上巻三十三縁。

一六原文「不思之外」。政事要略所引高橋氏文に「不思保佐佐流外爾」とみえる。伴信友は高橋氏文について「この不字無用なり」としている。

一七中巻四十二縁。

一八上文によれば、六月十六日に流され、六日後に漂着。選三之月にかいを起点としての後代に「彼岸」と称された時期にあたるか。『日本書』によればこの年の秋分は八月十九日。「若是魂矣」とされるのは、この時期に死者の靈魂が帰還する、とされていたことを示す。

一九下巻三十二縁。

二〇このことを記した文書にかかるか。元文世に由れば、後生と現報とを対比させた例に、下巻三十縁がある。

二一第二十六縁 悪業についての現報説話。

二二未詳。本説話以外に所伝をみない。

二三香川県木田郡あたり。

二四未詳。本説話以外に所伝をみない。

を棄てて逃げ、他國に歸るひと、此の甚しきに過ぎたるは無し。広虫女、宝龜七年六月の一日に、疾病的床に臥して、数の日を歴。故に七月の二十日に至りて、其の夫並に八の男子を呼集めて、夢に見る状を語りて言はく「閻羅王の國に召して、五百の草シテくる。」「四つよ、さむらう物シ多、もぢらぬかへぐざる。

王の五陽に石されて三種の夢を示さる。一は、三宝の物を多く用て幸うことなく罪。二は、酒を沾りて多くの水を加へて多の直を取る罪。三は、斗升斤を両種用て、他に与ふる時に七目を用ひ徵る時に十二目を用て收る。此の罪に依りて、必ずはかりふたくさ

て汝を召す。現報を得べし。今汝に示すなり」といひて、夢の状を伝語りて即日に死亡ぬ。七日を逕て、焼かずして置く。禪師と優婆塞と三十二人を請集め、九日の頃に、願を發して福を修ふ。其の七日の夕に、更甦還りて、棺の蓋自づから開く。是に棺に望みて見れば、はなはだ臭きこと比無し。腰より上の方は、既に牛と成る。額に角生え、長四寸ばかりなり。二の手牛の足と作り、爪皴けて牛の足の甲に似たり。腰より下の方は、人の形と成る。飯を嫌ひて草を噉む。食ひ已りて齶嗣む。裸衣にして著す、糞土に臥す。東西の人忿々しく走り集りて、怪び視隙視て、息むことなし。大領と男女、愧恥ぢて戚慟み、五体を地に投げて、願を發すこと量無し。罪の報を贖はむが為に、三木寺に家の内の雜種の財物を進入れ、東大寺に牛七十頭と馬三十疋と治田二十町と稻

四千束とを進入れて、他人に負せたる物は、みな既に免す。国司郡司見て
解を官に送らむとする比頃、五日を経て死ぬ。国舉りて揃郡見聞く人、
喟然き惄然ふ。因果を曉ずして、理にあらず義無し。是を以ちて定めて知る
理にあらずは現に報い、義無くは悪しく報ゆるなり。現報するなほし然り。
いはむやまた後報をや。経に説きたまふが如し「債務を償はざれば、馬牛と
作りて償ふ」と。負へる人は奴の如く、物主は君の如し。負へる人は鷦の如く
物主は鷹の如し。ただし物を負すといへども、徵ること分にあらずは、返りて
馬牛と作りて、また償ふ人に役はれむ。故に過え徵ることなかれ。

體體の目の穴に筈の擲すを脱ちて祈りて靈しき表を
あはすことのもと
示す縁 第二十七

示す縁 第二十七

二 ちょうど四十九日にあたるのは何か意味があるのか。
三 広虫女はことばを発することができない姿に変ずるので、ことばを発することができなくなつてから言うべきことを事前に示す場として、夢が述べられる。

たとえば四分律行事鈔・中ノ一、善惡因果經などに見える。

五「復壳酒者、加益水等、而取酒餌、如レ是壳酒、有^レ偷盜過」〔正法念處經・八、攷定〕
今身入滅、法^レ子人處、死作水中虫、
又生人間、水腫斷^レ氣而死〔善惡因果經〕など
とみえる。六→下巻二十二家。

七日間は広虫女の死骸を焼かず置いていたのだが、その七日の夕方に広虫女は蘇生した。下文の「其七日夕」の「其」を重視するならば、この以外の解は考えにくい。従師と優婆塞と一緒に二人あつめて九日間の修福の仏事をおこなっていた。説明の文が挿入されているのである。「九日之頃」とあるのは、夫と八人の子との合計九人の遺族が記述されていることとかかわるか。「三十二人」という数字が何を意味するのかは不明。

九→上巻十縁、二十縁、中巻五縁、九縁、十五縁、三十六縁、下巻十六縁。

二、原文「五体投地」。懺悔するばかりにもおこなわれた。↓下巻六縁。

三一下巻二十四縁。三未詳。
云々なぜここに東大寺への寄進が述べられるの
かは、あきらかでない。当時、讃岐国には東大
寺の封戸が五百戸存し、
五云々文に「富貴宝多、有馬牛奴婢稻錢田畠
等」とみえる。
六本説話は、この解にもとづくのであろう。

東大寺への寄進の内容の記述が詳細なのは、その解釈の記述の反映である。
石寺への寄進によつて広虫女の生前の罪は贖われたのである。この「死」は、より高い地位の存在への転生を暗示する。
六成実論六業品の取意か。→中巻三十二縁。

第二十七縁 あやしき表(しる)の説話。

として、蘿蔔（ねお）、ダイコ（根）、味醡漬（みのりつけ）
糟漬（ねのりつけ）、鹿肉（しののめの肉）、猪六（いのししの肉）
の肉）、煮塩鮎（あわび）がみえる。
三福山あたり。原文へ向（むか）同國深津郡於（うへ）深津
市而往（ゆき）。
云未詳。原文へ次（つづ）葦田郡於（うへ）葦田竹原（たけはら）
云ああ、目。「秋風のふくたびごとにあなめあるなめ」（神宮文庫本小町集・六）。